

○江別市男女共同参画を推進するための条例

平成21年3月30日条例第5号

江別市男女共同参画を推進するための条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本的施策（第9条－第19条）

第3章 審議会（第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

私たち、江別市民が目指していくこれからの社会は、すべての人が自分らしく生きることができ、お互いを認め合うことのできる社会です。それは、江別市民の心が通い合う、豊かで安心して暮らせる住み良い街づくりへの第一歩です。

今、私たちの身の回りを見渡してみると、少しずつ新たな分野に挑戦する男性、女性の姿が見られ、多様な生き方が認められる社会になってきています。しかし、依然として職場や家庭、地域において性別により固定された役割分担が残っており、男女の共に歩んでいく社会の妨げとなっていることに、私たちは気づいていかなければなりません。また、過度の性的な表現が人に不快感を抱かせること、そして性暴力を助長しうることにも、気づいていかなければなりません。

性別による役割分担や暴力のない社会をつくることは、国際的にも求められるものです。それは同時に、安全な環境のもとに次世代を生みだすことに繋がります。少子高齢化が進む中で、核家族において、高齢者のいる世帯において、さらには地域において、男女一人ひとりが自立と社会参加をする姿に触れつつ、子どもたちが育つことが望まれます。私たちは私たちのために、そして未来の大人たちのためにできることを考え、行動します。

家庭や地域、職場、学校等あらゆる集団活動の場において、性別による不平等をなくし、お互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を発揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等及び学校の役割及び責任を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を計画的に推進し、男女が性別にとらわれることなくひとりの人間としてその人権が尊重され、かつ、心豊かな活力ある社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりそ

の者に不利益を与えることをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (5) 市 議会、市長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関をいう。
- (6) 市民 江別市内（以下「市内」という。）に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動拠点とする個人をいう。
- (7) 事業者等 市内において、公的機関若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず事業を行う者並びに市内における自治会等の地域の自治組織及び市民活動団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること及び男女が性別により直接的にも間接的にも差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。
- (6) 男女が互いの生命・身体に理解を深めるとともに、心身共に健康の維持増進が図られる職場及び家庭環境の整備に努めること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会における取組を踏まえながら行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を主要な施策として位置付け、これを策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、国及び他の自治体並びに事業者等と密接に連携し、市民と共に男女共同参画の推進に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、家庭、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画の推進に関する取組（積極的格差是正措置を含む。）を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（学校の責務）

第7条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は、その教育活動において、学生、生徒、児童及び幼児に対し、男女共同参画の推進についての理解を促進するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別により直接的にも間接的にも差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害行為を行ってはならない。

第2章 基本的施策

（基本計画の策定及び見直し）

第9条 市長は、男女共同参画を総合的に推進するため基本計画を策定しなければならない。

- 2 市長が、基本計画を策定するときは、あらかじめ江別市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 3 市長が、基本計画を策定するときは、市民及び事業者等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長が、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。
- 6 第2項、第3項及び第4項の規定は、前項に規定する基本計画の見直し又は変更について準用する。

（年次報告）

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市民に報告し、及びこれを公表しなければならない。

（推進体制の整備及び財政上の措置）

第11条 市は、市民及び事業者等と連携し、円滑な男女共同参画に関する施策の推進が図られるよう、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な財政措置に努めるものとする。

（調査及び研究）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

（各種審議会等における委員の構成）

第13条 市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関の長は、審議会、委員会等を構成する委員の任命又は委嘱をしようとするときは、当該委員の数について、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

（広報及び啓発）

第14条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進に関する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報及び研修会の開催等の啓発活動を行うものとする。

（市民及び事業者等の表彰）

第15条 市長は、男女共同参画の推進に顕著な功績をあげた市民及び事業者等を表彰することができる。

（教育への措置）

第16条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、

学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者等に対する支援等)

第17条 市は、男女共同参画の推進に積極的に取り組む市民及び事業者等の活動に対し、これを支援するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女がそれぞれの家庭、職場及び地域におけるいずれの生活も充実させることができるよう出産、育児、介護等の施策において必要な措置を講ずるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第18条 市は、市及び市が出資する団体における人事管理及び組織運営において、基本理念に基づき男女が性別にとらわれることなく、それぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し男女共同参画のための調査等について、協力を求めることができる。

(苦情、相談等の申出)

第19条 市民及び事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策についての苦情又は意見及び男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第1項に規定する申出があったときは、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第3章 審議会

(審議会の設置)

第20条 市長は、その附属機関として審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の取組に関する事項について調査検討し、及び意見を述べること。

(2) 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する12名以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、~~2期を限度として~~再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。